



日医発第 578 号（地域）
令和 7 年 7 月 8 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事
坂 本 泰 三
(公印省略)

地域医療支援病院による医療機関等情報支援システムを活用した
業務報告の実施について

今般、厚生労働省より各都道府県宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、
本会に対しても情報提供がありました。

本事務連絡は、地域医療支援病院が医療法に基づき都道府県に提出する業務
報告書について、本年 7 月 1 日以降の報告においては、医療機関等情報支援シス
テム（Gathering Medical Information System：G-MIS）を活用した提出方法を
導入する旨連絡するものです。

本年度中は従前の提出方法も可能とし、令和 8 年 4 月 1 日以降の報告につい
ては、医療法施行規則を改正の上、提出方法を G-MIS 又は書面に限る予定として
います。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、
貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお
願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 2 7 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関等情報支援システムを活用した業務報告の実施について

平素より、医療行政につきまして、格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。
地域医療支援病院の業務報告書については、医療法（昭和23年法律第205号）第12条の2に基づき、各都道府県において、毎年、10月5日までに任意の方法により医療機関からの提出を受け、報告書の内容を公表することとされております。

今般、令和7年7月1日以降の報告においては、業務の負担軽減やデータ管理の利便性向上等の観点から、医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System：G-MIS）を活用した提出方法を導入することといたしましたので、その旨御了知の上、管内の地域医療支援病院宛て御周知いただきますようお願い申し上げます。

また、医療機関等情報支援システムの導入に当たっては、令和7年度中は従前の提出方法も可能とし、令和8年4月1日以降の報告については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）を改正の上、提出方法を医療機関等情報支援システム又は書面に限ることを予定しておりますので、併せて御了知いただきますようお願い申し上げます。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

03－5253－1111（内線 2663）

E-mail tiiki-iryoku_hp@mhlw.go.jp